

◆改善事例★ いびがわマラソン実行委員会に対する申入れ

事業者名：いびがわマラソン実行委員会事務局

事業内容：マラソン大会運営

申入対象：マラソン大会申込規約

対象条文：消契法8条1項1号2号4号、3項、10条

申入開始日：2025（令和7）年6月17日

申入終了日：2025（令和7）年9月24日

	Cネット東海の主な申入れ内容	いびがわマラソン実行委員会事務局の回答 (結果)
1	1. 大会中の事故、紛失、傷病等について (2) 私は、大会開催中に傷病が発生した場合、応急手当を受けることに異議ありません。その方法、経過等について、主催者の責任を問いません。 ◆申入れ内容 消費者契約法8条1項1号及び3号の趣旨に沿うように改定申入れ。 ◆申入れ理由 実行委員会が競技者に対して安全配慮義務を負うところ、実行委員会の規約は、競技者に傷病が発生した場合に応急手当を行うものの、その方法、経過等について責任を負わないことになり、消費者契約法8条によって無効になるため。	「(2) 大会開催中の傷病の発生に備えて、主催者は、救護医療体制を構築し、適宜適正な処置を取ります。」 という内容に改訂された。
2	(5) 私は、大会開催中の事故・傷病への補償は主催者が加入した保険の範囲内であることを了承します。 (6) 私は、大会開催中の事故、紛失、傷病等に関し、主催者の責任を免除し、損害賠償等の請求を行いません。 ◆申入れ内容 消費者契約法8条1項2号及び4号、8条3項及び10条の趣旨に沿うように改定申入れ。 ◆申入れ理由 実行委員会の故意又は重過失によって生じた事故や傷病で競技者に損害が生じた場合でも、損害賠償義務を免れ、その補償の範囲を主催者が加入している保険の範囲内に限定しているこ	(5)を以下のように改定、(6)は削除された。 「(5) 私は、大会開催中の事故、疾病、紛失等への補償は、主催者が加入した保険の範囲内であることを了承します。ただし、主催者に故意又は重大な過失がある場合には、この限りではありません。」

	とや、実行委員会の軽過失による事故や傷病の場合における免責規定もその過失の内容次第では消費者契約法8条1項2号・4号によって無効となり、保険の内容によっては消費者契約法10条により無効となるため	
3	2. 地震・風水害等による大会の中止・縮小について 本コースは雨量規制区間内を走行します。雨量規制により中止があるほか、落石・地震・風水害・降雪・事件・事故・スト・テロ等により、中止となることがあります。 また、大会主催者、または施設運営者が、ランナー・ボランティアの安全確保が難しいと判断した場合、開催中であっても大会を縮小・中止する場合があります。 また、参加料は、上記によりやむを得ず縮小・中止になった場合も含め、いかなる場合においても返金はしません。 ◆申入れ内容 消費者契約法10条の趣旨に沿うよう申入れ。 ◆申入れ理由 大会を中止した場合には、原則として、民法上の危険負担により実行委員会に参加料の返還義務があるにもかかわらず時期を問わずに一律に参加料を返還しない内容となっていること、また、実行委員会の都合で大会を中止した場合には債務不履行に基づく損害賠償義務があるにもかかわらず一切参加料を返還しない内容であり、消費者契約法10条により無効であるため。	「本コースは雨量規制区間内を走行します。雨量規制により中止になる場合があるほか、落石・地震・風水害・降雪・事件・事故・スト・テロ等により、中止となることがあります。 また、大会主催者、または施設運営者が、ランナー・ボランティアの安全確保が難しいと判断した場合、開催中であっても大会を縮小・中止する場合があります。 また、参加料は、上記によりやむを得ず中止になった場合、中止を決定した時点で実際にかかった費用等を勘案して返金の有無、金額等を決定し、返金が生じた場合は、次の各号に相当する金券等を送付します。 ①2026年6月30日までに大会中止が決定した場合 参加費の70%以上（中止を決定した時点で実際にかかった費用等を勘案して決定する。） ②2025年8月31日までに大会中止が決定した場合 参加費の30% ③2025年9月30日までに大会中止が決定した場合 参加費の10% ④2025年10月1日以降に大会中止が決定した場合 参加費は返金しない。」 との内容に改訂された。
4	3. 虚偽申告・代理出走の禁止および申込み後の変更キャンセルの禁止について (2) 私は自己都合による申込後の種目変更、キャンセルはしません。また、過剰入金・重複入	「(2) 私は自己都合による申込後の種目変更、キャンセルはしません。」に改訂され、「過剰入金・重複入金の返金請求はしません」は削除された。

	金の返金請求はしません。 ◆申入れ内容 消費者契約法１０条の趣旨に沿うよう改定申入れ。 ◆申入れ理由 実行委員会は過剰入金・重複入金を行った応募者に対し、不当利得返還義務を負うにもかかわらず、規約内容は、返金しないとなっており、消費者契約法１０条により無効となるため。	
--	--	--